

# すまいる通信

Vol. 3

2013(平成25)年2月発行

障がい児者福祉施設協議会 広報紙



## 今号の 主な内容

### 特集「素敵なお店で働く、ステキな笑顔」

(一～三ページ)

「カフェ Sweet hot(郡山市)」、「ぬめきうどんの小麦(須賀川市)」のお店とそこで働く利用者の皆さんを取材しました。

### 「障害者の権利利益の擁護のため、職員が理解すべきこと」

(五ページ)

平成二十四年十月二日より障害者虐待防止法が施行されました。法制度の内容をわかりやすく掲載しています。職員の皆さんぜひ読んでください！

### 「研修会を開催しました！」

(六ページ)

今年度、各委員会で開催した研修会の様子を、ご紹介しています。



上手にできて笑顔もキラキラです！

今号も、表紙の写真を会員施設の皆様に大募集。数々の力作が集まりました。そして、表紙の写真に選ばれたのは、「けやきの村 職員 浅野さん」の作品です。創作活動で押し花を作ったときのコマを撮影しました。作品が上手にできた喜びが活き活きと伝わってくる素敵な写真です。

### 浅野さん喜びのコメント

「えっ!!ほんとですか?とてもうれしいです。ありがとうございます。これからも利用者さんの素敵な笑顔にたくさん出会えるよう、自分自身も普段の生活から笑顔を心がけていきたいと思っています!」

この他にも、素敵な笑顔の写真を四ページにご紹介しています。ぜひご覧ください。

### 表紙の写真

「上手にできて笑顔もキラキラです!」

撮影者…けやきの村(福島市)

職員 浅野 唯さん

# 素敵なお店で働く、ステキな笑顔

## 「元気に出勤、楽しく仕事、笑って帰る」



郡山駅から十分ほど離れた閑静な住宅街にカフェ Sweet hot はあります。「くるりんぼん」という愛称の三つ笑顔が並ぶ看板が目印です。

「福祉のお店というより、お客さんにゆつくり過ごしてもらう普通のカフェをつくりたかった」という職員の岡部早苗さん(主任・サービス管理責任者)。自らのアルバイト経験を活かし、お客さんに満足してもらえる空間を提供したいと椅子やテーブルといった家具にもこだわりました。

二〇〇八年の十月にオープンしたお店ですが、その始まりは二〇〇二年九月授産施設「すういーと工房 あくていぶう」のクッキー部門から始まります。クッキー三種類からスタートし、評判が広がりフライダブルギフトなど大口の注文にも対応できるようになりました。

そんな時、利用者の方の「クッキーを売るお店があったらいいな」という一言が現在のカフェ Sweet hot につながったといいます。約一年間の準備期間、職員七人でプロジェクトチームを立ち上げ、お店の場所探しから始まり、設計、内装、厨房の調理器具に至るまで、すべてが手探りの状態からのスタートでした。

現在、地域で暮らす障がいを持つ方々九名が働いています。一日の作業を「つくるものをつくりできる人」、「接客ができる人」、「後片付けが



▶二つの仕事ごとでも丁寧です

できる人の役割が異なる三班に別れて仕事をしています。利用者の方一人ひとりの得意分野や通勤時間等を考慮して班編成を考えています。あれもこれもではなく、利用者の方が確実に責任をもつて仕事ができるよう職員がサポートしています。主なメニューは、クッキー、プリン、ランチメニューとしてピザなど。それぞれ担当するメニューを真剣な眼差しで仕込みから準備をしています。

今では、それぞれのペースで時間内に作業を進めることができるようになりましたが、最もハードルが高かったのは接客だったといいます。「初め「いらっしやいませ」がなかなか言えませんでした。みんなの普段の生活の中に「いらっしやいませ」という言葉がなかったんですね」と岡部さんが当時は振り返ります。さらに、お客様から注文を受けて「間違いないくオーダーを通すこと」も容易なことではありませんでした。練習で出来たことも、初めて顔を合わせるお客様に緊張で言葉すら出ないこともありました。職員がフォローしますが、時にはスタッフの目が行き届かないこともあり、お客様からクレームを受けることも。しかしその度に、何度も全員で話し合いを重ねてきたといいます。

お店がスタートしてから、今年で五年目を迎えます。「経営」という二文字に頭を痛めることや「こんなにかんばっても赤字なのか」と厳しさを感じることも多々あるといいます。なぜ、就労継続支援A型で始めようとしたのかを尋ねると「地域で生活し、働くというみんなの思いが法制度の動きと重なっていたということ、そして、法人として



▲落ち着いた雰囲気店内



◀自慢のクッキーを手に元気に接客

地域生活移行を進めていく中で就労継続支援A型が必要とされていたということ。グループホームで生活している人にとって生活費として収入があれば、少しでも生活がうるおうのではないかと考えました」と岡部さん。障がいを持つ方が自分らしく働くことができる場所がもっともつと必要と続けます。

お店を始めたとき「十年間は続けたい」と静かな目標を掲げていた皆さん。遠方からわざわざお店に通ってきてくれる方や、近所の常連客に支えられ、これからも「ナチュラル自然体のおもてなし」で「エンジョイ」地域の方とたのしみながら仕事をする。そして「リアルライフ」社会のコミュニティになりたい」と「カフェ Sweet hot」のこれからの語ってくれました。

住所	郡山市小原田3-10-4
電話	024-954-7760
メニュー	クッキー 4種類 260円 プリン 210円 マフィン 3種類 130円 ピザ 4種類 680円~ その他ランチメニュー 680円

営業時間 10:30~18:00  
定休日 水曜日



カフェ Sweet hot  
(社会福祉法人ほっと福祉記念会)

# さぬきうどんの小麦

(社会福祉法人 福音会)



## 震災を乗り越えて「小麦」の味を届けたい

「さぬきうどんの小麦」はかつて須賀川市役所（震災後、須賀川アリーナに移転）そばにあります。懐かしさを感じさせる店構えと大きな暖簾。粉と醤油とスタチを本場四国から取り寄せてつくるこだわりの麺はコシが強く、香りもよく、平成十六年八月のオープン以来、市役所職員や地元企業の人気のランチスポットでした。

しかし、あの二〇一一年三月十一日に起きた東日本大震災で「小麦」は大きな被害を受けます。店舗二階の壁が窓枠ごと道路に落下、店内のひび割れもひどく、立ち入り禁止の目印である「赤紙」が貼られるほどでした。

大規模な修繕を要するため、お店は一時休業にせざるを得ない状況となりました。この間、それまで「小麦」で働いていた利用者の方も「ワークセンター小麦」の作業に参加。

しかし、震災後の「小麦」の様子を知ることがなかった利用者の皆さんは「どうして「小麦」で働くことができないのか」と元気がなくなる一方でした。それまで危険を理由に「小麦」に連れていくことはなかった住吉和子さん（店長・生活支援員）は、皆さんと一緒に「小麦」を見に行くことに。「お店の修理が終わったらまたみんなで働こうね」と言ったら、皆さん元気になったんです。絶対再開させなくてはと私自身も決意を新たにしました」と当時を振り返ります。そして、皆さんの強い思いで「小麦」は震災半年後の九月に再オープンを果たします。

「さぬきうどんの小麦」は平成十六年八月にワークセンター麦（当時、知的障害者通所授産施設、平成二十四年三月より多機能型事業所へ移行）施設外



▲ 移動販売車でテキパキと接客



▲ スタッフ・職員のみなさん

作業所としてオープンし、平成十七年八月に分場の認可を受けました。さぬきうどんのお店を始めようと思っただけに、伊東久美子さん（ワークセンター麦管理者）は「当時、作業所の仕事としては部品や加工品などの受託がほとんどで、障がいのある方がサービスに就職することは困難でした。障がいを持つ方が経験しながら職種を選ぶということはとても大切なことでした。少しくらいでも職種を選ぶ機会につながればという思いと、対人の仕事は社会性が身につくという点もあつてお店を始めようと思いましたが」と話します。「小麦」での経験が対人への自信につながり、実際にユニクロやコンビニ配送センターへの就職に結びつく結果となりました。ワークセンター麦では、ジョブコーチの資格を有する職員を配置し、就職後も利用者の支援を継続し、定着率九十％（平成十八〜平成二十三年十名の就職）という高い結果につながっています。

現在、「小麦」では、職員三人（交替）、利用者四人が勤務にあたっています。利用者全員が接客や配膳、洗い場、

掃除などすべての持ち場をこなし、「私たちの方が助けられています」と住吉さん。常連のお客さんとの会話を「楽しんでほしい」とも話している利用者もいて、毎日の日誌に「ありがとう」と言ってもらってうれしかったと喜びの感情を素直に表現します。地域の方々とのふれあいを大切にしている様子が伺えます。

震災後、お客さんの減少が大きな課題となっている「小麦」ですが、ワークセンター麦では改造したトラックで、移動販売を手がけるようになりました。避難先の須賀川市役所や市内の部品メーカー工場のお昼時間に向き、できたてのうどんやおにぎりの販売を行っています。震災で後ろ向きなことなく、積極的に出向いてより多くの方々に「小麦」の味を届けたいという思いは、多くの方の評判を呼んでいます。

震災の被害を乗り越え、より地域の方々とのつながりが大切と実感した「小麦」の皆さん。うどんの味を通して地域と人を結びます。

住所	須賀川市本町36
電話	0248-72-2616
メニュー	さぬきうどん 300円～ 生醤油うどん 360円～ ぶっかけうどん 400円～ 他おにぎり、季節メニューなど
営業時間	9:00～17:00
定休日	土・日曜日・祝祭日



# 笑顔の写真ありがとう

今号でも「すまいる通信」の「すまいる」にちなみ、会員施設の皆様を対象に笑顔の写真を大募集しました。表紙の写真を選考した「調査広報委員会委員」を悩ますほどの力作が勢揃い。惜しくも大賞(表紙の写真)を逃したけれど、素敵な笑顔をご紹介します！

ご応募いただいた皆様、本当にありがとうございました。



親子ふれあい旅行で行った宇都宮動物園で職員と一緒に乗ったジェットコースターが最高だったのでピースと最高の笑顔! 【桜ヶ丘学園】



避難先の「国立のぞみの園(群馬県高崎市)」内での歩行中の写真です。【光洋愛成園】



楽しかった山形への旅行 【はまなす荘】

カナン・野の花祭での一コマ  
あまりの暑さにハンカチを頭にのせて  
日除け代わりに。【光の家】



# 障害者の権利利益の擁護のため、職員が理解すべきこと

障害者虐待防止法が平成二十四年十月一日に施行されました

けやきの村 施設長 舟山 信悟氏

障害者虐待防止法では、養護者使用者・障害者福祉施設従事者等による虐待を特に「障害者虐待」と定め、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに、市町村（又は都道府県）に通報しなければならぬとし、都道府県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターなど、障害者虐待に関する通報や虐待を受けた障害者本人からの届出窓口が設置されました。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、①身体的虐待（正当な理由なく障害者の身体を拘束することを含む）、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置（他の利用者による）、①から③まで掲げる行為と同様の行為の放置を含む）、⑤経済的虐待と定義しています。

施設が虐待防止を考える上で理解すべきは、障害者やその家族が置かれている立場についてです。施設で生活している障害者は、職員の顔色を見ながら又は職員の感情を推し量りながら頼み事をしたり、言語コミュニケーションが難しい人は、虐待を受けても、第三者に説明したり訴えたりすることができないということです。サービスを利用している家族も「お願している」という意識から思っていることを自由に

言えない立場におかれていることがあります。施設は、利用者である障害者や家族に、このような意識が働いていることを常に自覚し、虐待防止に取組む必要があります。

管理者等が施設内の虐待について職員から相談を受けたり、養護者や利用者による虐待に気づいて相談を受ける場合、障害者が虐待を受けたと思われるときは通報しなければならず、通報せず施設の中で事態を収束させてしまうことは通報義務に反します。これは、施設における虐待を施設の中で抱えてしまうのではなく、早期発見早期対応を図るためです。

虐待の未然防止のために施設は、職員研修の実施、苦情解決のための体制整備等の措置を講じなければなりません。その場合、人権意識や支援技術の向上という職員の努力と、組織として、障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識と、風通しのよい開かれた運営姿勢、理事長や管理者が職員と共に質の高い支援に取組む体制づくりが求められます。運営規程への定めと職員への周知、虐待防止責任者及び委員会の設置等の体制整備、倫理綱領、行動指針・掲示物等の周知徹底、人権意識・知識や技術向上のための研修等に加えて、日常的に管理者が現場に直接足を運び

支援場面の様子を見たり、雰囲気を感じたり、不適切な対応が行われていないか把握することが重要であり、利用者や職員とのコミュニケーションを深めながら、不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか注意を払う必要があります。

虐待の未然防止のため、障害者の権利利益の擁護を最優先に、障害者の沈黙に今一度しっかりと耳を傾け、ほんの少しの勇気と知識で職場の中で虐待の芽を確認し、話し合い、同僚や身近な社会資源と協力しながら、利用者にとって安全で安心できる場所をつくるのが施設に求められているのです。

何か特別に悪い施設で虐待が起きるわけではありません。ふつうの職場でもよくあることなのです。

私たちが認識しなければならぬことは、悪意はなくても虐待が起こり得るということ、自覚はなくても虐待をしていることがあるということです。虐待する側は気づいていないだけで、障害者は深く傷ついている場合があるのだということを知ってください。

（二〇二二年三月三十一日、NPO法人 Panda」発行サービス提供事業所における虐待防止指針および身体拘束対応指針に関する検討六十八ページから抜粋し、一部筆者の表現に直しています。）

## つながるふくしま

震災からまもなく二年を迎えようとしています。相双地域の会員施設の皆様の様子をお知らせします。

### 社会福祉法人福島県福祉事業協会

原町共生授産園、原町学園、原町学園アフターケアセンターの三施設は、平成二十三年十一月二十三日から相馬市に避難先を移し、現在、原町共生授産園ではもとの施設にもどるための準備が進められています。

東洋育成園は、平成二十四年二月二十四日から田村市内の仮設施設「日本財団助成、あぶくま更生園」は、平成二十四年二月十一日から田村市内の仮設施設（県設置）、東洋学園成人部・児童部は、平成二十四年八月二十六日からいわき市内の仮設施設（県設置）で生活がスタートしています。

### 社会福祉法人友愛会

群馬県高崎市にある「国立のぞみの園」での避難生活が継続しています。のぞみの園のご支援により敷地内の建物をお借りし、加工味噌などの日中活動事業を再開しています。

### 福島県浪江のみわり荘

西郷村にある法人敷地内において仮設施設を建設。三月一日から生活がスタートしています。

### アクセスホームさくら

避難先である二本松市で事業を再開。お菓子作りなどの作業を通じて、利用者の支援にあたっています。



福島県福祉事業協会仮設施設（いわき市）

# 研修会を開催しました！

【題目】日常生活支援に潜む虐待のリスクを考える

【期日】九月二十七日(郡山市)

日常の支援の中から、虐待のリスクや問題を考えることをテーマに、福島県立会津短期大学部社会福祉学科 教授 市川和彦氏を講師に迎え講義と演習を行いました。市川先生自ら障がい者施設での経歴をふまえ、身近なテーマを用いながらわかりやすく講義をいただきました。グループワークでは、日々の支援を振り返りながら様々な気づきや疑問について話し合いを行いました。

〈研修委員会〉

【題目】利用者の口腔ケアについて

【期日】十二月二十九日(郡山市)

障がい者施設でも、その取り組みに施設間で差が見られる「口腔ケア」について研修会を開催しました。吉田歯科医院 院長 吉田圭治氏を講師に迎え、口腔ケアのポイントについて講義を行いました。吉田先生は障がいを持つ方々の歯科治療に積極的に取り組まれており、当日は情報交換のグループにも参加いただき、受講者の疑問にアドバイスをいただきました。また、各施設における取り組み事例を郡山せいわ園 副主任指導員 大沢和枝氏、福島整枝療護園 言語聴覚士 丸山絵美氏のお二人に発表いただきました。課題や評価をわかりやすくまとめていただき大変参考となる内容でした。

〈健康管理等企画運営委員会〉

【題目】送迎担当者安全運転講習会

【期日】十月十二日(いわき市)

今年度モデル的いわき市において開催しました。参加施設の協力によりリフト付きのワゴン車を用いて、送迎時を想定し自動車教習所のコースを運転します。特定非営利活動法人 交通事故予防センター 長久保田邦夫氏を講師に迎え、受講者全員、日頃の運転を確認していただきました。受講者の方々からも大変好評で、来年度は中通りや会津でも開催できるよう計画中です。



## 各委員会活動報告

### 健康管理等企画運営委員会

今年度のテーマは「口腔ケア」について取り組みました。会員施設へのアンケートの実施、歯科医師を招いての研修会を行う中で、事業所の種類により、取り組み方や抱えている課題の違いに驚きました。口内の清潔というイメージが強いのですが、嚥下、咀嚼やそこから繋がる疾病についての問題、食は生きる活力に繋がるといふ事を意識し、利用者の方それぞれに合ったサポートを心掛けたいと感じた委員会活動でした。

副委員長 馬上 早苗(いわき学園)

### 研修委員会

今年度の研修は、障害者虐待防止法施行を前に、日常の支援の中に潜む虐待のリスクに気づくこと、利用者への虐待防止と権利擁護のための支援について理解を深めました。

身近に支援する立場にある私たちが「何が虐待なのか」を感知する感性を磨くこと、視点を定めること、その姿勢を継続することが虐待防止の第一歩であることを学び、有意義な研修となりました。

多くの会員の皆様にご参加いただきありがとうございました。

副委員長 成相多喜子(いわき市障害者生活介護センター)

### 調査広報委員会

今年度は、委員活動も二年目という事でたくさんの方々の意見が出されました。その中でも、平成二十四年十月一日より障害者虐待防止法が施行されたため、委員会では各施設(事業所)と職員に利用者への虐待防止、権利擁護に関するアンケート調査と意識調査を行いました。

東日本大震災と原発事故の影響により、現在も先行きが見えない状態が続いている中で、復興へ、そして未来に向けて一歩一歩前へ歩き始めている福祉施設(事業所)等がたくさんあります。その中でも、ステキな笑顔で働く利用者さんと素敵なお店を取材させて頂き、たくさんの方々の笑顔と出会う事ができました。

今後、すてきな笑顔を届けて行きたいと思えます。

副委員長 諸橋喜代子(桜ヶ丘学園)

### 編集後記

昨年末に民主党政権から、自民党政権に変わり安倍総理大臣のもと新政権がスタートしました。新政権となり、今後の福祉の動向が気になるものです。

今回のスマイル通信では、前回から始まった笑顔の写真や、今回新たに試みた、会員法人で店舗を運営している事業所の活動紹介、障害者虐待防止法の紹介、新法成立に伴う職員の意識調査アンケート等、ボリュームのある内容となりました。まだまだ震災の影響から、震災以前の生活を取り戻す事が困難な現状があります。この広報誌で皆様の笑顔を少しでも届けられたら幸いです。

調査広報委員会

委員長 小松 理大

(福島県かえて荘)

【発行者】社会福祉法人福島県社会福祉協議会

障がい児者福祉施設協議会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111

TEL.024-526-0045 FAX.024-524-3618 E-mail.shisetsu@fukushimakensakyaku.or.jp